

静岡県がんセンター局管理規程第2号

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 小櫻 充久

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局組織規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(機関)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 静岡がんセンターに次の機関を置く。</p> <p>(略)</p> <p>病院</p> <p>(略)</p> <p>病理診断科</p> <p>薬剤部</p> <p>(略)</p> <p>臨床研究支援センター</p> <p>(略)</p> <p><u>臨床研究推進室</u></p> <p><u>臨床研究品質保証室</u></p> <p>(略)</p> <p>事務局</p> <p>総務課</p> <p>(略)</p> <p><u>研究・研修班</u></p> <p>(略)</p> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第5条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 静岡がんセンターに次の機関を置く。</p> <p>(略)</p> <p>病院</p> <p>(略)</p> <p>病理診断科</p> <p><u>検診センター</u></p> <p>薬剤部</p> <p>(略)</p> <p>臨床研究支援センター</p> <p>(略)</p> <p><u>研究推進室</u></p> <p><u>研究品質管理室</u></p> <p>(略)</p> <p>事務局</p> <p>総務課</p> <p>(略)</p> <p><u>研究推進班</u></p> <p>(略)</p> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第5条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) がん検診に関すること。</u></p>

(副院長等)

第13条 第10条から前条までに規定する職のほか、静岡がんセンターにおいて次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関	職務
(略)		
看護主査	病院及び疾病管理センター	分担事務を処理する。
薬剤長	病院	分担事務を処理する。
(略)		
副主任研究員	研究所	研究所に関する事務中特定事項を処理する。
(略)		
主査	マネジメントセンター、病院、疾病管理センター及び事務局	分担事務を処理する。
主任	病院、疾病管理センター、研究所及び事務局	分担事務を処理する。

(副院長等)

第13条 第10条から前条までに規定する職のほか、静岡がんセンターにおいて次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関	職務
(略)		
看護主査	病院及び疾病管理センター	分担事務を処理する。
総括技師長	病院	分担事務を処理する。
薬剤長	病院	分担事務を処理する。
(略)		
副主任研究員	研究所	研究所に関する事務中特定事項を処理する。
専門官	病院	所掌事務中特定事項を処理する。
(略)		
主査	マネジメントセンター、病院、疾病管理センター、 <u>研究所及び事務局</u>	分担事務を処理する。
主任	<u>マネジメントセンター</u> 、病院、疾病管理センター、研究所及び事務局	分担事務を処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の2の改正（「臨床研究推進室」を「研究推進室」に改める部分及び「臨床研究品質保証室」を「研究品質管理室」に改める部分に限る。）並びに第13条の表主査の項及び主任の項の改正は、公布の日から施行する。